

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年7月10日

京都市消防局長 名畑 徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
東山区	東山区泉涌寺山内町27番地 泉涌寺	令和8年7月12日 午後1時00分～ 午後1時30分	3台

(消防局警防部警防課)